

**【目次】**

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
    - 変更認定申請か届出か、迷ったときは…
    - 収支相償についての指導に関する通報窓口の設置について（再掲）
- 

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

---

■変更認定申請か届出か、迷ったときは…

法人の行う事業を変更する際に、下記の場合であれば「軽微な変更」であるとして、変更認定申請ではなく届出で足りるとされています。

**【事業の内容の変更について、届出で足りる場合】**

「公益目的事業又は収益事業等の内容の変更であって、公益認定を受けた法第 7 条第 1 項の申請書（当該事業について変更の認定を受けている場合にあっては、当該変更の認定のうち最も遅いものに係る次条第一項の申請書）の記載事項の変更を伴わないもの」（認定規則第 7 条第 3 号）

具体的に事業に変更が生じる場合、変更認定申請を必要とするのか変更届出で足りるのか、判断に迷った時の参考になるよう、内閣府では、「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」を作成しています。

同ガイドの中では、具体的な事例を参照しながら、変更認定申請が必要な場合、変更届出でよい場合の判断に関する基本的な考え方をまとめています。

事業の追加・変更・廃止をお考えの際には際にはぜひ御参照ください。

[https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/201701\\_henkounintei\\_todokede\\_guide.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/201701_henkounintei_todokede_guide.pdf)

また、ガイドなどを参照しても解消しない疑問については、行政庁にご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

## ■収支相償についての指導に関する通報窓口の設置について（再掲）

収支相償については、これまでの本メールマガジンにおいても、以下のとおり周知を行ってまいりました。

---

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-(3)にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認できればよいものです。

<https://www.koeki-info.go.jp/faq.html>

---

しかしながら、一部法人からは、「収支相償に関して、毎年度、赤字を出し続けることが困難」といった声が上がっていると認識しています。

各公益法人におかれましては、あらためて上記内容をご確認いただくとともに、行政庁から中長期での収支の均衡を考慮することなく「単年度であっても黒字を出してはいけない（毎年度、必ず赤字でなければならない）」旨の指導を受けているということがありましたら、以下のメールアドレス宛に情報提供ください。

内閣府において事実確認をいたします。

## ○収支相償についての指導に関する通報窓口

[koeki\\_kaikei.j7w@cao.go.jp](mailto:koeki_kaikei.j7w@cao.go.jp)

※ご提供いただいた方の情報については、第三者に提供いたしません。

---

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

---

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。